

2019年3月29日

公正取引委員会
委員長 杉本 和行 様

日本労働組合総連合会
会長 神津 里季生

取引の適正化の実現に向けた要請について

貴職におかれましては、公正取引の確保に対する連日のご尽力に敬意を表します。

さて、連合は公正かつ適正な取引慣行の確立・促進などの環境整備を求めるとともに、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて取り組んでいます。

今年4月から働き方改革関連法が段階的に施行されますが、とりわけ改正労働基準法が大企業において先行して施行されるため、短納期発注や急な仕様変更など「働き方改革」を阻害する発注がなされることもあり得ます。また、秋には消費増税も控えており、消費税価格転嫁の対策や訪問ヒアリングの強化などの取り組みがますます重要となり、広く社会・地域に対する広報活動、相談窓口機能の拡充が望まれます。

不公正な取引関係や業界独自の商慣行などは、企業の収益性を損ない、適正な労働条件の確保や次世代を担う従業員の確保・育成、設備投資に支障をきたし、結果として生産性向上の足かせとなります。

とりわけ、わが国雇用者の約7割が中小企業で働いており、地域の経済や社会の担い手であるその人たちの労働条件の底上げが地域の活性化にもつながります。

取引の適正化の実現に向けて改善がなされるよう、下記の点について特段の配慮をいただきますよう要請いたします。

記

1. 下請代金支払遅延等防止法等の法令やルールの周知・徹底をはかり、不公正な取引を許さない環境を整備するため、中小企業のみならず親事業者を含めた経営者や契約担当者に加え、広く従業員にも理解を促進する工夫をはかる。
2. 公正な競争環境を整備するため、「消費税価格転嫁等対策」を含む、公正取引委員会所管の法令違反の取り締まりの強化や相談機能の充実をはかるための措置を講ずる。
3. 優越的地位の濫用行為を防止するとともに、それらの行為に対する申告者の保護ルールなどを明確にする。また、申告者に対する報復行為が行われないように、その周知・指導・監視の強化を行う。

以上